

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Financial Restructuring

---

2026年4月17日

### 経産省、早期事業再生法の施行に向けて「取りまとめ」を公表

弁護士 四十山千代子

#### Contents

---

- I. はじめに
- II. 権利変更について
- III. 議決権について
- IV. 対象債権について
  - 1. 総論
  - 2. ファイナンス・リース債権
- V. プレ DIP ファイナンスの保護について
- VI. おわりに

#### I. はじめに

1. 2025年6月6日に成立し、2026年12月中旬までの施行が予定されている早期事業再生法<sup>1</sup>(以下「法律」または「法」ともいう。)は、金融債権者の多数決と裁判所の認可によって、事業者(債務者)の金融債務の整理を可能とする法律である。早期事業再生法に基づく債務整理手続(以下「早期事業再生手続」という。)は、会社更生手続や民事再生手続などの法的整理手続とも、金融機関等のみを対象とする事業再生ADR等の準則型私的整理手続とも異なる、「第三の手続」として位置付けられる新しい債務整理手続であり、金融機関や事業再生実務家からの注目が集まっている。
2. もっとも、早期事業再生法では制度の大枠が定められているのみで、その詳細は省令(法律の施行規則)に委ねられていることから、2025年10月以降、経済産業省の産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会の下に設置された「早期事業再生検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)において検討が進められてきたところである。
3. 今般、第1回WG(2025年10月3日開催)から第5回WG(2026年2月24日開催)までに行われた議論や関係団体からのヒアリングを踏まえ、同年3月6日に「取りまとめ」(以下「本取りまとめ」という。)が公表され

---

<sup>1</sup> 正式名称は「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」。

た<sup>2</sup>。本稿では、本取りまとめを踏まえた早期事業再生手続の特徴について、事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続と比較しつつ紹介する。

なお、筆者は WG の委員を務めているが、本稿は、経済産業省から公表されている資料および早期事業再生法で定められた内容の範囲で執筆するものである。

## II. 権利変更について

早期事業再生手続では、多数決による権利変更の対象とされるのは、対象債権の非保全部分のみである(法 11 条)。「権利変更」には、債務減免(債権カット)のほか、債務弁済猶予(リスケジュール)も含まれる。

なお、各対象債権の保全部分がいくらであるのか、非保全部分がいくらであるのかについては、債務者の実施する資産評定に基づき、個々の担保権者との間で事実上の合意を行うことが想定される。特に、債務者の事業の継続に必要な資産に担保権を有している担保権者との間では、(明示または黙示による)担保権額等についての合意が必須となると考えられる。

この点、事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続では、担保権者全員との間で担保権額等について事実上合意し、かつ、非保全部分の債権カット率・弁済計画について対象債権者全員の同意が必要となることと比較すると、早期事業再生手続では、非保全部分の債権カット率・弁済計画について多数決で行えることとなる点が特徴である。

## III. 議決権について

早期事業再生手続では、対象債権のうち非保全部分の金額に応じた議決権が与えられ(法 19 条 3 項)、原則として、議決権総額の 4 分の 3 以上の同意により権利変更決議が成立する(法 20 条 1 項)。

この点、事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続では、債権カット等の権利変更については対象債権者全員の同意が必要である(1 人 1 票、少額の対象債権者にも拒否権あり)。

この比較からすると、早期事業再生手続では、多額の非保全債権を有する者の意向によって債務者の命運が決められるかのようにも見えるが、実際には、非保全債権額ベースの多数決による決議の前に、各担保権者との合意が必要となることに留意が必要である。

## IV. 対象債権について

### 1. 総論

事業再生 ADR 等の準則型私的整理手続において対象債権とされるのは、原則として金融機関の貸付債権等のみであり、ごく例外的に、事業再生のために対象債権として取り込む必要性が高い商取引債権等について、当該債権者の同意を得て対象債権とするのがこれまでの実務である。

これに対し、早期事業再生手続では、解約された店頭デリバティブ取引に係る債権、ファイナンス・リース債権、貸付と同様の機能を有するファクタリング取引に基づく債権等も対象債権に含めることとされている。このうち、最も実務に影響があるのはファイナンス・リース債権である(事業者は通常、多岐にわたる多数のファイナンス・リース契約を締結しているため)。

留意すべきは、事業再生 ADR 等と異なり、早期事業再生手続では、法律・省令で対象債権と定められた債権は、一律に手続に取り込まれることになり、案件に応じて取捨選択することはできないという点である。

---

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin\\_kijiku/business\\_restructuring/early\\_business\\_revitalization/pdf/20260306\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/pdf/20260306_1.pdf)

## 2. ファイナンス・リース債権

ファイナンス・リース債権は、実質的には担保権付の金融債権であると解されているところ、これが対象債権とされた場合、高額のリース債権(たとえば、航空機や半導体製造装置に係るリース債権)が権利変更の対象となることによって事業再生の可能性が高まるケースがある一方、懸念点として、①対象債権者が多数となるため債務者における手続負担が相応に重くなる、②事業再生 ADR 等において全員の同意が得られず本手続に切り替える際、多数のリース債権者が新たに対象債権者として登場することにより、切替後の手続に時間を要する等の問題がある。

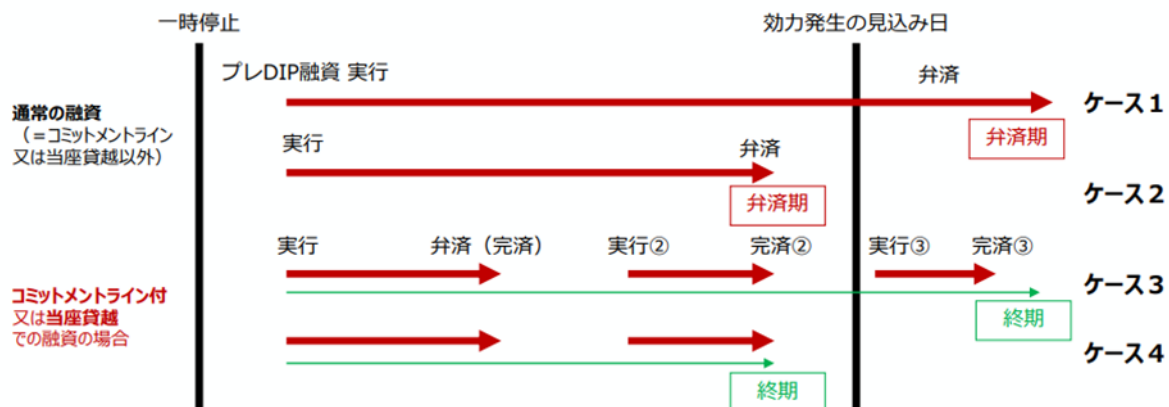
特に①については、多数のファイナンス・リース債権者が対象債権者となり、これらの者から約定弁済の停止や権利変更(の可能性)に対する不服が個別に呈されると、手続の円滑な進行に支障が生じるのではないかと、この懸念を抱く実務家が多い。

本取りまとめでは、かかる実務家の懸念にも応えるべく、いくつかの弁済禁止の例外が設けられることが示されている。具体的には、(i)「担保付債権の保全部分」の弁済、(ii)少額の非保全部分の弁済という 2 つの例外である。それぞれ一定の要件を充足することが必要であるが、これらを組み合わせることにより、ファイナンス・リース債権については、対象債権ではあるが約定どおりの弁済を継続するという対応により、手続を円滑に進行させる実務上の工夫が期待される。

## V. プレ DIP ファイナンスの保護について

事業再生 ADR においては、手続中に実行されたプレ DIP ファイナンスで一定の要件を満たすものについて、その後事業再生 ADR が成立せず民事再生手続等の法的整理手続に移行した場合にこれを保護するための諸規定が設けられている。

早期事業再生手続においても、基本的にはこれを踏襲する形の保護規定が設けられている(法 70 条、71 条)。さらに、これまで事業再生 ADR では保護の対象外となっていた、計画成立からスポンサーによる資金注入までの間に実行されるプレ DIP ファイナンス(下表の実行③)についても、保護が拡大されることとなる見込みである<sup>3</sup>。



出典:本取りまとめ 99 頁

<sup>3</sup> なお、早期事業再生法の施行に合わせ、事業再生 ADR についても経済産業省関係産業競争力強化法の下での省令および告示の関連規定の改正が検討されている。

第 5 回 WG「事業再生 ADR に係る省令・告示等の適正化・改正について」資料 5(経済産業省、2026 年 2 月 24 日)

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin\\_kijiku/business\\_restructuring/early\\_business\\_revitalization/pdf/005\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/pdf/005_05_00.pdf)

## VI. おわりに

本取りまとめを踏まえ、今後、省令・Q&A 等の案についてパブリックコメントが実施され、2026 年 12 月までに省令・Q&A 等の公表が行われる予定である。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 四十山千代子 ([chiyoko.yosoyama@amt-law.com](mailto:chiyoko.yosoyama@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。